



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*7 放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

378 準都市計画区域の指定 (都市政策課) 1

379 平成16年和歌山県告示第506号 (都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度) の一部改正 (") 2

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

放置違反金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の徴収等に関する規則 (平成18年和歌山県公安委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第1条中「 (以下「公安委員会」という。) 」を削る。

別記様式第2号 (表面) 中「問い合わせ」を「お問合せ」に改め、同様式 (裏面) 中「泉州」を「池田泉州」に、「住友」を「三井住友」に改め、「湯浅」を削り、「お問い合わせ」を「お問合せ」に改める。

別記様式第4号 (表面) 中「問い合わせ」を「お問合せ」に改め、同様式 (裏面) 中「かかる」を「係る」に、「泉州」を「池田泉州」に、「住友」を「三井住友」に改め、「湯浅」を削り、「お問い合わせ」を「お問合せ」に改める。

別記様式第10号 (表面) 中「問い合わせ」を「お問合せ」に改め、同様式 (裏面) 中「 (800円) 」を削り、「かかる」を「係る」に、「泉州」を「池田泉州」に、「住友」を「三井住友」に改め、「湯浅」を削り、「お問い合わせ」を「お問合せ」に改める。

別記様式第11号 (表面) 中「ちょう付」を「貼付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第378号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を次のように指定する。

平成27年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 準都市計画区域の名称

白浜準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県白浜町大字栄、大字内ノ川、大字保呂、大字平、大字中の一部、大字庄川の一部、大字十九
淵の一部、大字富田の一部の区域

和歌山県告示第379号

平成16年和歌山県告示第506号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、
容積率及び各部分の高さの限度）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加える。

表中

白浜都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域 全域	10分の20	10分の6	1.25	1.25
-------------------------------	--------	-------	------	------

を

白浜都市計画区域及び白浜準都市計画区域のうち用 途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の6	1.25	1.25
--	--------	-------	------	------

に改める。